

を  
? 市政の  
問いました

# 大綱質疑

6月定例会では、  
4会派が大綱質疑  
を行いました。

## 議第3号 三条市税条例等の一部改正について

**問** 今回の条例改正は、国会で成立した所得税法および地方税法の一部改正によるもので、給与所得控除と基礎控除の改正が行われた。三条市での給与所得者・年金受給者は何人で、全納税義務者中の割合はどの程度になるのか。

また、給与所得控除の上限が収入1000万円から850万円に引き下げられたが、三条市での影響はどの程度になるのか。

**答** 対象となる給与所得者は4万2280人、年金所得者は2万4160人、給与と年金の両方の所得がある方は1万1500人で全体の95%ほど。上限の引き下げの影響は1300人程度と見込んでいます。

**問** この改正により収入金額は変わらないのに所得金額が増えることで、行政サービスに影響が出るのではないのか。

**答** 不利益が生じないよう適切な措置が講じられるので影響はない。

## 議第9号 平成30年度三条市一般会計補正予算

**問** 実学系ものづくり大学と医療系高等教育機関について、校舎は無償で貸すのか。スケジュールは予定通りか。

**答** 無償提供する。大規模改修などの経費負担は協議中。医療系は平成32年4月、大学は平成33年4月の開設を目指している。

**問** 旧大崎中学校の校舎解体工事費について、どこを解体するのか。下町遺跡の活用は考えているのか。

**答** 普通校舎棟と特別校舎棟を解体する。報徳福祉会から跡地活用要望があり、検討している。体育館と武道場は改修した上で避難所やコミュニティ、スポーツなど地域活動の場としての利用を考えている。遺跡の保存には十分配慮する。

**問** ふるさと納税の返礼品にカタログギフトなどがある。総務大臣は返礼品を3割以下とすることに加え、返礼品については地元で生産されたものや提供されるサービスが適当であり、良識ある対応を求めている。挑発的ではないか。

**答** 総務省から問い合わせがあったが、間違った制度を確立したのにはあなた方だ、事情を聞きたいなら皆さんが足を運ぶべきと言っている。カタログギフトというビジネスモデルを創造し、展開している企業もある。総務大臣の通知を甚だしく逸脱している認識はない。

**問** 高等教育機関の土地購入費について、実学系ものづくり大学と医療系高等教育機関とに分けて土地購入費が計上されている。分筆登記するのか、実学系と医療系の購入面積の案分割の根拠は何か。

**答** 予算上は区分しているが敷地は一体で購入する。面積の案分は、専用部分と共用部分とに区分し、共用部分を学生数などにより案分したものである。

## 議第10号 動産の取得について

**問** 今回取得する小型除雪車は1.3t幅だが、なぜこの車両が必要になったのか。また、当初予算に計上している8トン級2台の取得はどうなるのか。

**答** 当初は除雪ドーザーの更新を予定していたが、今冬の大雪の状況を踏まえ小型ロータリー除雪車を購入することにした。道路幅や歩道除雪など機動的な活用ができるものである。

## 議第11号 平成30年度三条市一般会計補正予算

**問** 木質バイオマス燃料による熱エネルギーを活用する調査費が計上されたが、そのシステムとはどういうものなのか。また調査、研究を行った結果、三条市にとって期待される効果はどのように考えているのか。

**答** 市内にある剪定枝や間伐材、もみ殻などの木質バイオマスを燃料として熱供給を行うシステムを構築するものである。木質バイオマスとして固化する設備を試作開発し、その燃焼性を評価して、今後の事業可能性を研究するものである。

当市の環境基本計画に掲げている循環型社会の実現に向けて取り組むものである。

**問** 国のエネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金を受けて、ものづくり技術を生かした木質バイオマスの構築に向けた調査研究を行うとのことだが、今までの事業とのつながり、今回対象となった事業とは何か。

**答** 平成27年3月に三条市バイオマス活用推進計画を策定し、バイオマス資源の活用、再生可能エネルギーの活用、間伐材等を利用した再生可能エネルギーの推進、ものづくりの技術を生かした再生可能エネルギーの利用促進に取り組んできた。平成29年3月には木質バイオマス発電所が本格稼働を開始した。

三条市における木質バイオマスの賦存量<sup>※1</sup>や公共施設における熱需要を調査し、木質バイオマスの燃料として固化する設備の試作開発を行い、その燃焼性を評価するものである。

※1 理論的に導き出された量



## 討論

### 日本共産党議員団 議第3号 三条市税条例等の一部改正について

この一部改正は国の地方税法の改正により、必要な改正が行われるものである。中小企業者の一定の固定資産について、課税標準額をゼロにする改正は必要なことだが「地方経済のけん引」をうたって一部企業のみ支援を特化する経済政策になりかねない。三条市税条例の一部改正に反対する。

### 議第9号 平成30年度三条市一般会計補正予算

高等教育機関費のうち実学系ものづくり大学施設建設事業費8億2185万円は土地購入費に占められている。学生の集まる魅力が長期インタナシッブを核とした教育課程ということである。それが成り立つ条件としてインタナシッブの受け入れ先として基本的には720社の協力が必要だが未知数だ。応募する学生から見ると実学系ものづくり大学を選ぶ決定的なプラス要因はない。また、企業から見ると他の大学よりもこの大学の卒業生を採用したいという魅力も希薄である。

高校の卒業生が減少していく少子化の中で、定員割れが生じた場合、市財政の持ち出しも考えなければならぬ。市民との合意形成の上でも、漠然と大学ができることは好ましいという程度の認識で、中身については知らされていない。実学系ものづくり大学の計画には無理があるので土地購入費に反対する。

### 議第9号 平成30年度三条市一般会計補正予算 実学系ものづくり大学施設建設事業費、用地取得について反対

「限られた予算を市民的に使う」という原理原則から考えて、「実学系ものづくり大学」は優先度が極めて低い。

「市民に過度な負担をかけずに安定した行政サービスを提供する」と掲げているが、このままでは市民の負担は増えこそすれ減らず、逆にサービスは減りこそすれ増えないことが危惧される。

「支払いの平準化」、「世代間の負担の公平」は当然のことであるが、今でさえ「後世に負担を強いる負債の先送り状態」である。

親の負の遺産は相続放棄ができるが、自治体の負の遺産は将来世代には逃げようがない。

少子化対策を声高に言うなら、将来世代が安心して生活できる未来のために借金を残してはならない。著しい世代間の不公平は、「財政的児童虐待」と言われる。

赤字財政の解消のめども立てずに、将来世代にツケを回している状態が三条の財政である。

受益と負担の関係を曖昧にしたまま場当たり的に財政を運営してきた結果である。以上の理由から議第9号に反対する。